

## 主要国における「不公正な取引方法」に類似した規制

## (1) 廉売規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する 金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 6 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給</li> <li>・ 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ</li> <li>・ 公正な競争を阻害するおそれ</li> </ul>	なし	公正取引委員会
	独占禁止法第 3 条 (私的独占の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の事業者の事業活動を排除</li> <li>・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限</li> </ul>	刑事罰	
アメリカ	シャーマン法第 2 条 (独占行為の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的に競争業者を排除し長期的に競争を低下させることを目的として、適切な方法で計上される費用以下の価格設定</li> <li>・ 将来損失を埋め合わせる合理的見込み</li> </ul>	刑事罰(注 1)	司法省反トラスト局
	ロビンソン・パットマン法第 3 条		刑事罰	司法省反トラスト局 連邦取引委員会
EU	EC 条約第 8 2 条 (市場支配的地位の濫用の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場支配的地位にある事業者</li> <li>・ 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定</li> <li>・ 競争を妨げる効果</li> </ul>	制裁金	欧州委員会競争総局
イギリス	競争法第 18 条 (市場支配的地位の濫用の禁止)	(EU 規制と同じ)		公正取引庁
フランス	商法第 L.420 - 5 条 (注 4)	(メーカー及び加工を行う流通業者)(注 2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争業者を排除する目的で費用を下回る価格</li> <li>・ 競争業者を市場から排除する効果</li> </ul>	制裁金(注 3)	競争評議会
ドイツ	競争制限禁止法第 20 条第 4 項 (注 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の競争者に対して優越的地位にある事業者が</li> <li>・ 競争者排除の意図をもって</li> <li>・ 原価を下回る価格で一時的ではなく販売</li> </ul>	制裁金	連邦カルテル庁
カナダ	1986 年競争法 第 50 条第 1 項 c 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当に低い価格で物品を販売する政策を実施</li> <li>・ これにより競争を減殺し、又は競争事業者を排除</li> </ul>	なし (禁固刑あり)	産業省競争局
豪州	1974 年取引慣行法 第 46 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場支配力の濫用</li> </ul>	制裁金	競争・消費者委員会
韓国	独占禁止法第 23 条 1 項 2 号 (施行令 36 条 1 項別表 ㄱ 1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給</li> <li>・ 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ</li> <li>・ 公正な取引を妨害するおそれ</li> </ul>	課徴金 刑事罰	公正取引委員会

(注 1) 司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり(1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。

(注 2) 加工を行わない流通業者に係る廉売規制については、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当している(商法第 L.442-2 条)。

(注 3) これまで競争評議会が制裁金を課した事例はない。

(注 4) フランス、ドイツについては、EU 等と同様、市場支配的地位の濫用としても規制され得る。

我が国の「不公正な取引方法」は「公正な競争を阻害するおそれ」であるところ、このように競争秩序への悪影響が「おそれ」の程度でも規制する国は限定的である。

(2) 優越的地位の濫用規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する 金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 14 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位)</li> <li>優越的地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えること</li> <li>公正な競争を阻害するおそれ</li> </ul>	なし	公正取引委員会
アメリカ カナダ EU イギリス 豪州	(規制なし)			
フランス	商法第 L . 420 - 2 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方が相対的に経済的従属状態にある場合</li> <li>販売拒絶、抱き合わせ、差別的行為などの濫用行為</li> <li>競争の機能、構造に影響を及ぼすおそれ</li> </ul>	制裁金 刑事罰 (詐取の意図がある場合)	競争評議会
ドイツ	競争制限禁止法 第 20 条第 2 項、3 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合</li> <li>客観的に正当な理由なく、取引に際して自己に有利な条件を設定</li> </ul>	制裁金(注)	連邦カルテル庁
韓国	独占禁止法 第 23 条 1 項 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引上の優位な地位を不当に利用すること</li> <li>公正な取引を阻害するおそれ</li> </ul>	課徴金 刑事罰	公正取引委員会

(注) 運用上、禁止決定手続による事件処理手続をしており、制裁金は課されていない。

(3) 再販売価格拘束規制

	根拠法	違反行為の要件	違反行為に対する 金銭的不利益処分	法執行機関
日本	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 12 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がないのに相手方の販売価格の自由を拘束する条件を付けること</li> <li>・ 公正な競争を阻害するおそれ</li> </ul>	なし	公正取引委員会
	独占禁止法第 3 条 (私的独占の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の事業者の事業活動を排除し、又は支配する</li> <li>・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限</li> </ul>	課徴金 / 刑事罰	
アメリカ	シャーマン法第 1 条 (取引制限の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低再販売価格維持行為</li> </ul>	刑事罰 (注 1)	司法省反トラスト局
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高再販売価格維持行為</li> <li>・ 違法要素と合理性要素との比較衡量</li> </ul>		
EU	EC 条約第 8 1 条 (反競争的協定の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場の競争の機能を制限する目的</li> </ul>	制裁金	欧州委員会競争総局
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (上の目的なしに) 競争を実質的に制限する効果</li> </ul>		
イギリス	競争法第 2 条 (反競争的協定の禁止)	(EU 規制と同じ)		公正取引庁
フランス	商法第 L. 420 条 - 1 条 (注 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格を人為的に引き上げ又は引き下げることによって市場の自由な作用に基づく価格決定に対する妨害</li> </ul>	制裁金 刑事罰 (詐取の意図がある場合)	競争評議会
ドイツ	競争制限法第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格を決定する自由を制限</li> </ul>	制裁金	連邦カルテル庁
カナダ	1986 年競争法第 61 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定、威嚇、約束等の方法により、他の者が供給する商品の価格について、引き上げるよう影響を与えたり、又は引き下げることを妨げるよう図ったりすること、又は他の者の低価格販売政策を理由に供給拒絶又は差別的取扱いを行う</li> </ul>	罰金 (禁錮刑もあり)	産業省競争局
豪州	1974 年取引慣行法 第 48 条、第 96 条第 3 項 a、c 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低再販売価格維持行為</li> </ul>	制裁金	競争・消費者委員会
韓国	独占禁止法第 29 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再販売価格維持行為 (ただし、最高再販売価格維持行為は正当な理由がある場合は認められる。)</li> </ul>	課徴金 刑事罰	公正取引委員会

(注 1) 司法省は、当然違法の水平的協定 (価格カルテル、入札談合、市場分割協定等) にのみ刑事手続を用いる方針であり (1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。

(注 2) 本規定以外の再販売価格拘束規制としては、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当しているものがある (商法第 L.442-5 条)

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)